

大規模災害等発生時の児童生徒等引き渡し保護者用マニュアル

宇部市立原小学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

(2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童生徒等を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いいたします。

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（第一原公会堂）を引き渡しの場所とします。

(2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき。近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき。

原則、学校を引き渡し場所とします。児童生徒等の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

4 「緊急時引き渡しカード」（児童基本調査の裏面）の作成

円滑かつ安全な引き渡しのために、「緊急時引き渡しカード」を活用して引き渡しを行います。カードの作成において、以下の点にご留意ください。

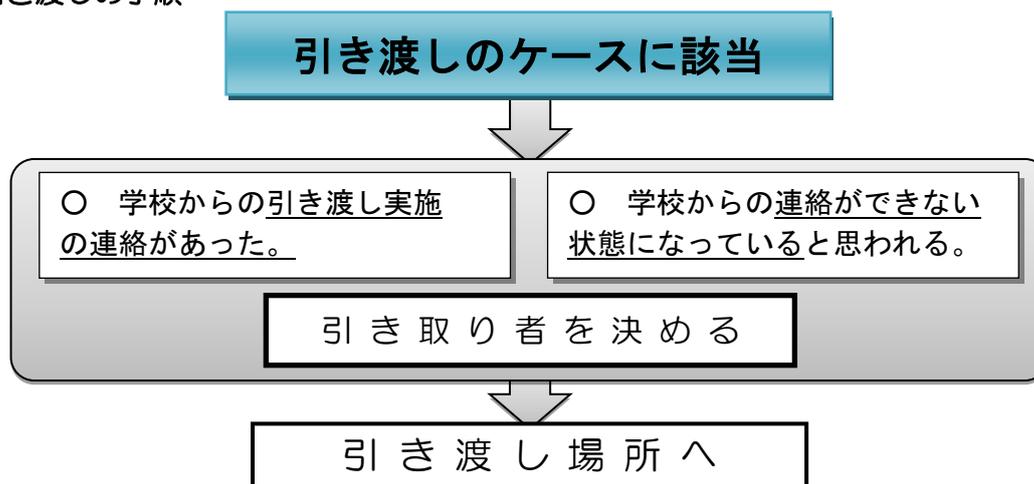
(1) 引き取り登録者（引き取りに来る人）を決めて、記入してください。

- ・引き取り登録者の①番には、保護者を登録してください。
- ・引き取り登録者の②番以降は、①番の保護者が、引き取りに来ることができない場合の引き取り者（保護者・親族等）を登録してください。できるだけ、④番までの引き取り登録者を記入してください。
- ・保護者以外の引き取り登録者は、必ずお子さんが確認できる人をお願いします。

(2) 保護者控え用はありませんので、スマートフォン等で撮影・保存するなど、忘れないようにお願いします。

(3) 全ての引き取り登録者の方と、引き渡しの手順（裏面）等について、確認されておいてください。

5 引き渡しの手順



(1) 受付

長子（1番学年が上の子ども）のいる場所（教室や体育館の受付場所）に集まります。

(2) お子さんによる確認

教職員に、「〇〇の（母）です。」と教えてください。お子さんによる確認を行います。

(3) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

(4) 次のお子さん【弟妹】の引き取り

弟妹が在籍されている場合は、長子の引き渡しが終わり次第、下の弟妹の場所（教室や体育館の受付場所）に移動します。長子と同様の手順で、お子さんを引き取ってください。

(5) その他

引き取りに来られるまで、学校で責任をもってお預かりします。なお、安全が確認されるまではお迎えに来られた方も含めて避難所を離れず待機していただくことも考えられます。

6 お願い

- 引き取り登録者をお子さんとしっかり確認しておいてください。
- 勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。
- 正門付近や学校周辺の道は狭く、車の離合が困難なため、できるだけ徒歩でのご来校をお願いいたします。